

総行福第149号
平成31年4月1日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(市 町 村 担 当 課 扱 い)

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十
年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定
率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十年度におけ
る旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の
一部を改正する政令（平成31年政令第123号）が公布され、地方公務員等共済組
合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成23年政令第151号。以下「平成23年
改正令」という。）及び平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年
金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成28年政令第132号）が改正されま
した。

さらに、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成31年内閣府
・総務省・文部科学省令第1号）及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正
する省令（平成31年総務省令第26号）が公布され、地方公務員等共済組合法施行規
程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）、地方公務員等共済組合法施行規則
（昭和37年自治省令第20号）及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正
する省令（平成23年総務省令第52号。以下「平成23年改正省令」という。）が改
正されました。

ついては、このたびの改正概要は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の
市町村（一部事務組合を含む。）並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対
し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

記

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令について

第1 地方議会議員の年金の額の改定に関する事項（第1条関係）

地方議会議員であった者に係る平成31年4月分以後の月分の地方議会議員年金の額については、以下のとおり他の公的年金と同様に名目手取り賃金変動率等により改定することとされたこと。

- 1 賃金スライドによる年金額算定の基準日は、平成30年6月1日とされたこと。（平成23年改正令附則第2条の2第1項関係）
- 2 物価スライドに用いる改定率は、4.808とされたこと。（平成23年改正令附則第2条の2第2項関係）

第2 給料年額改定率の改定（第2条関係）

平成31年度における昭和61年3月31日以前に給付事由の生じた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）による年金の裁定替え（旧地共済法による年金に係る昭和61年4月以後の年金額の改定をいう。）におけるいわゆる通年方式による給料比例部分の額の算定基礎となっている給料年額に乗ずることとされる給料年額改定率は、受給権者の生年月日の区分に応じ、次の表に掲げる率とされたこと。

受給権者の区分	給料年額改定率
昭和5年4月1日前に生まれた者	1.221
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までに生まれた者	1.231
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までに生まれた者	1.257
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までに生まれた者	1.263
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までに生まれた者	1.263
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までに生まれた者	1.269
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までに生まれた者	1.279
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までに生まれた者	1.290
昭和13年4月2日以降に生まれた者	1.291

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令について

第3 年金関係の事務における請求者の個人番号の記載に関する事項

年金関係の情報連携の試行運用の開始に伴い、請求書等に個人番号を記載する等の所要の規定の整備が行われたこと。

第3の2 年金関係の事務における添付書類の省略に関する事項

年金関係の情報連携の本格運用の開始に伴い、請求書等に添付する公的書類を省略できる等の所要の規定の整備が行われたこと。

第4 高額介護合算療養費の申請に関する事項

被保険者は、高額介護合算療養費の支給を受けるに当たり、計算期間中に関係保険者の被保険者であった期間を有する場合には、事前に関係保険者に自己負担額証明書の交付申請を行った上で、基準日において申請者が被保険者として属している医療保険者（以下「基準日医療保険者」という。）に当該自己負担額証明書を添付して申請を行うことが必要とされている。

今般、基準日医療保険者に対する申請行為のみで高額介護合算療養費の支給を受けることができるようにするため、基準日医療保険者を經由して、関係保険者宛ての申請書を提出できるようにする等の所要の規定の整備が行われたこと。

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

第5 地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担等に関する事項

共済給付金の給付に要する費用は、地方公共団体が負担することとされ、平成31年度の負担金の算定方法及び支払方法については、以下のとおりとされたこと。

（平成23年改正省令附則第2条関係）

（1）給付費負担金の算定方法

① 都道府県

平成31年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額の内総額に12を乗じて得た金額に20.9/100を乗じて得た金額

② 市区町村

平成31年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額の内総額に12を乗じて得た金額に36.9/100を乗じて得た金額

（2）給付費負担金の支払方法

第1回目	給付費負担金の10分の5に相当する金額	平成31年5月
第2回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	平成31年8月
第3回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	平成31年11月

第4回目	給付費負担金から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	平成32年2月
------	---	---------

*支払日の期限は各月の20日とする。

その他の事項について

第6 その他

追加費用対象期間を有する者に係る年金額について、平成31年度における控除調整下限額は、平成27年経過政令第54条及び第122条の規定により昭和13年4月1日以前に生まれた者については2,339,200円とされ、同月2日以後に生まれた者については2,334,500円とされたこと。

施行期日

平成31年4月1日から施行することとされたこと。ただし、第3の事項は、平成31年4月15日から、第3の2の事項は、平成31年7月1日から施行することとされたこと。